

平成26年度 第1回 一宮市障害者自立支援協議会本会 議事録

開 催 平成26年7月31日（木）午後1時30分～3時45分

場 所 今伊勢公民館 2階大会議室

出席者 委員16人（欠席者1人）

運営会議メンバー5人、各部会員2人、相談支援センター2人、事務局8人、
傍聴人3人

1. あいさつ

- ・事務局あいさつ
- ・欠席者の紹介

2. 議題

(1) 会長及び副会長の選出について

- ・会長及び副会長の選出
- ・会長あいさつ 副会長あいさつ
- ・議事録署名者の確認
- ・傍聴人の入場

(2) 個別支援会議（相談支援連絡会）の報告について

○相談支援専門員：

個別支援会議と相談支援連絡会について報告します。資料は1ページから23ページです。相談支援連絡会では個別支援会議の分析を行いました。その中で、まとめたことについて報告します。

大きく三つの課題に分析できました。一つ目は家族支援について、介護者の高齢による支援力低下や家族に複数の障害者がいるために、様々な課題が生じていることがありました。二つ目は金銭管理に関する課題があり、障害があるゆえに収支の判断ができず、借金をしてしまうことがあります。成年後見制度や日常生活自立支援事業につながらなく、それまでの間、相談員が苦慮しているケースがありました。三つ目は障害特性などからくる対応の困難さから生じる課題が多くあげられました。地域や社会で適応することができず、対人関係の問題につながったというケースがあがりました。

これからは地域移行支援について、より密な支援の必要性が出てくるので精神科病院や施設入所の方が、地域で安心した生活が送れるように充実が求められます。一事業所で支えることは難しいので、多職種の連携が必要と感じています。

次に個別支援会議を開催したケースを紹介します。資料の2ページをご覧ください。7番、8番のケースを紹介します。多職種の連携が必要であると感じたケースです。

20代女性と40代男性の夫婦です。療育手帳を所持した障害者同士です。この夫婦に子どもを授かったことから支援が密になっていきました。奥さんに妊娠が分かったところで、相談員から色々なリスクを踏まえ、子どもを産む意思があるか確認し、子どもを産みたい希望が強くあり、支援体制強化が課題となりました。この夫婦の生活能力が

どれくらいあるか定かではなく、支援が進むにつれて金銭管理ができておらず、借金を抱えている等課題が見えてきました。子どもを産んで安心して育てていく環境を整えないといけないため、個別支援会議を開催しました。

多くの支援者が必要となり、ヘルパー事業所、保健師、就労継続支援A型事業所、医療機関、特定相談支援事業所、委託相談支援センターが集まりました。それぞれがどういった役割を持ち、夫婦に関わっていくか確認しました。まずは金銭管理を上手く行い、子どもが生まれてきても生活が成り立つよう関わっています。しかし、金銭管理の部分で本人たちと支援者間で意識のズレがあり、現在も苦慮しながら対応しています。

具体的には週1回、相談員が訪問し本人たちと家計簿の確認や、1週間の収支の確認を行っています。実際には約束した日に会えず、連絡が取れないことがあり、その都度、支援者と連携を取りながら支援していかねばと思っています。支援は継続しており、数ヵ月後には子どもが生まれるので、今後も連携を強化し地域で支えていかねばいけないと感じています。他にも地域で支えていかねばならないケースが多々あがっており、多職種間の連携をどうしていくかが課題になっていくと思います。

○委員：

資料を見て分かるように精神障害の比重が増えています。保健所としても個別支援会議に出席させていただくこともありますが、様々な側面でお手伝いできるかと思えます。まとめにもあるように、地域の中で精神障害を持った方が暮らしていくにはまだまだ課題がたくさんあるので、各方面の協力をいただきたいと思います。

○会長：

大変心強い言葉、励ましをいただきました。

続きまして、議題（3）生活支援部会、発達支援部会、就労支援部会、運営会議、日中活動事業所連絡会の報告をお願いします。

（2）生活支援部会、発達支援部会、運営会議、日中活動事業所連絡会の報告について

○生活支援部会部会員：

生活支援部会は毎月第2水曜日に開催しています。前回の本会後の活動を中心に説明します。生活支援部会の活動を4つのカテゴリーに分けると、障害者の権利擁護、暮らしの場、セーフティーネット、人材育成となります。

人材育成については様々な活動を行っていて、部会当初から行っている「福祉の仕事を知るための福祉事業所見学バスツアー」があります。障害福祉が一般の方々に知られていないので、どなたでも見学できるバスツアーを行っています。今回で8回目です。参加者が23名、支援者を含め30数名のツアーとなりました。今回は初めて地域活動支援センター、就労継続支援A型事業所の見学ができました。

最初に訪問した地域活動支援センターは、国の福祉サービスではなく、一宮市の地域生活支援事業の福祉サービスとなっています。それぞれの事業所によって様々な活動を行っています。見学した事業所は2ヶ所運営していて、主に知的障害の方が通所している事業所と、精神障害の方が通所している事業所です。こちらについては旧民

家を借りていて、落ち着いた雰囲気のあるところです。

続いて、放課後等デイサービス、就労継続支援B型事業所を運営している事業所を見学しました。児童のサービスについては、子どもが学校に行っている時間なので、活動の様子は見られませんが、説明をしてもらいました。活動場所が元飲食店で、少し変わった空間で子どもがわくわくと遊べるようになっていました。

続いて、就労継続支援A型事業所です。以前は雇用型と言っており、雇用契約を結んだ形で障害福祉サービスを利用します。企業に近い形で最低賃金が保障され就労を支えています。見学した事業所は工業製品とジャムの生産を行っています。

暮らしの場の見学については、前年度、一宮市の助成を受け新しく立ち上がったグループホームを見学しました。主に精神障害の方とショートステイの受け入れをしています。併設されている事業所は地域活動支援センターで、居場所のような、ゆるやかな活動をする事業所です。

続いて、ヘルパー連絡会の報告をします。福祉サービス事業所の人材育成の意味合いで行っています。多いときは約60名の参加があります。今年度は自閉症の疑似体験を行いました。自閉症の方に対応することが増えていて、理解を深めるために自閉症の世界がどんなものかを体験するために行いました。手袋を二重にはめて折り紙を折り、なかなか理解されない手先の不器用な側面があることを理解してもらいました。6月に行った連絡会は、初めて管理者とサービス提供責任者を集め、事業所の課題等をディスカッションしました。活発な意見交流ができ、それぞれの事業所に持ち帰ることができました。

次にホーム連絡会です。一宮市の暮らしの場を考える連絡会です。居住系の事業所が集まり意見交流しています。新しくできたホームについては、それぞれのノウハウを学ぼうと見学も行い、取り組みの説明をしてもらいます。

次に医療的ケアネットワークです。地域には障害が重く医療的なケアが必要な方、医療依存度の高い方たちが増えています。NICUから医療的なケアを必要としながらも、地域で生活される方たちが増えてきました。医療を支える部分がないと、普通の暮らしが支えられないことに対して、一宮市として何ができるか議論しています。今年度準備しているのが、医療的ケアのできる人材の育成です。痰吸引など、これまでは医療職しかできなかった医療的なケアを介護職ができるように、研修を準備しています。これはある有限会社の協力と、看護師、医療職を配置している障害福祉サービスの連携の中で9月から研修を開始していく予定です。

最後になりますが、今年度から「見つけるネットワーク」を始めていきます。これは地域で障害のある方たちが当たり前で生活する中で、グループホーム入居者、一人暮らし、障害ゆえに判断に苦慮されている方が、自宅に帰れなくなったり、出かけた先から戻れなくなったりした時に、障害のある方の安全を守るために、24時間を通して守れる仕組みを考えるうえで、コンビニエンスストア、障害福祉サービス事業所、企業に協力してもらい、行方不明になった場合に警察だけでなく、地域の見守りの中で見つけることができるように協力者を募っていきます。

○発達支援部会部会員：

毎月第3水曜日9時半から開催しています。保健、保育、教育、福祉の各分野からの出席があります。発達支援部会は、一宮市に住んでいる障害のある子、障害の疑わしい子が、楽しく生き活きと暮らせる街を作っていくことを目的としています。今年度は支援マップの作成、啓発リーフレット、障害の理解・啓発について活動しています。

まず、支援マップの作成です。これは、発達支援を希望されている子が保育園、幼稚園、小学校、中学校等のライフステージ毎に、生活環境が変わっていく中で、どこでどのような支援が受けられるかをわかりやすく示したものです。お子さんの将来の歩みをイメージしていただけるものです。2、3歳で障害が確定する場合もあれば、小学校高学年で自閉症の診断がついたり、障害が確定したり、気づかれる時が違います。そういう時に小さいお子さんを抱えている親御さんにとっては、先の見通しがつくし、比較的大きくなってから障害が分かった場合も、中学校ではどんなサポートを受けられるのかが一目瞭然で分かります。現在は支援者用のものを作成中です。A3サイズの両面刷りで横軸が年齢となっています。上の部分が受けられるサービス、真ん中が相談先、下が医療機関となっています。なぜ支援者用を作成するかというと、今年度障害福祉サービスを利用するお子さんたちの多くが、4月からサービス等利用計画の対象となっていて、支援者の多くは成人に携わっており、その方たちが子どもの計画も立てています。ゆえに、乳幼児健診で発達が気になると保健師に言われ、その後どのような経過をたどり、母子通園を利用したり、どのようなサポートを受けられるかなど、なかなか上手く調べられないこともあります。

この4月からお子さんへのサービス等利用計画が本格的に始まったので、まずは支援者に活用してもらうために作成しています。それが完成したら、保護者向けのものを作成していきます。裏面は、各事業所ではどんなことを目的にサービスが提供されているか、通所受給者証の手続きの流れを記載しています。

次に啓発リーフレットについてです。「子育てをされていて、ちょっと気になることはありませんか」ということで、お母さんがちょっと子育てしにくいと感じたり、保育園や幼稚園の先生が、ちょっと関わりにくいというお子さんも発達支援の対象になっています。ただし基準は違うので、発達支援につながるのは特別なことで、親御さんにとっては踏ん切りがつかなくなったり、どんなことが気になって相談に行ったらいいのかが分かりづらいと思い作成しました。リーフレットは小児科病院、歯医者、子育て支援センター等に配布しています。親御さんたちに手にとっていただき、うちの子にあてはまるなと思ったら、特別なところに通わなくていいので、まず保育園の先生に相談してもらうことで、自分一人で抱え込まないという願いを込めています。

最後に障害の理解・啓発です。見た目には分かりづらい発達障害の人たちの理解・啓発が進みにくい現状があります。昨年度は「～ソーシャルスキルの観点から～家庭・保育園・学校で何ができるか」というテーマで、それぞれの場面でどのように関わっていくと、子どもが社会性を身につけることができるかを講演していただきました。今年度も発達障害に関しての支援体制が十分ではないので、昨年度と同様に理解・啓発が進むための講演会を企画しようと考えています。

○会長：

マップについては保護者の方にとって自分の子どもの問題について、実際どこに相談あるいは診断に行けばいいかと、大切な支援ツールになると思います。将来に渡ってどのような支援が必要かについても、地域の社会資源を網羅し、地域で支えていくという部分で重要なものと感じます。リーフレットを配布しての反響はありますか。

○：発達支援部会部会員：

実際にリーフレットを見て相談に来たか否かの調査はしていません。ただし、いわゆるグレーゾーンの方たちが、実際に相談機関に多く来ているという印象があります。

○就労支援部会部会員：

就労支援部会は障害のある方の働くことを考えています。活動対象は、現在働いておらず、これから働きたいと考えている方、現に働いていて何か困りごとがある方、支援者や企業への働きかけ、当事者の方が働く地域と考えています。

昨年度の振り返りをします。就労支援機関マップを作成し、働くことに困った時に適切な相談先にたどりつけるものです。一宮市、稲沢市の就労支援部会、公共職業安定所の協力のもと作成しました。連絡先が載っているだけでなく、困りごとの内容ごとに適切な相談先にたどりつけるフローチャートもついています。

続いて、公共職業安定所との合同イベントで福祉事業所とのふれあい広場を行いました。公共職業安定所が毎年行っている企業向けの雇用促進セミナーの場を借りて、企業の方に障害者雇用について考えてもらう場として開催しました。これも稲沢市との合同で行いました。

もう一つ、昨年度の一番大きな成果と思っていますが、販売PRイベントです。「楽しみ・つながる・結ぶ」をテーマに名鉄百貨店一宮店の協力の下、玄関前のスペースを借り、福祉的就労の工賃アップや障害福祉の認知のために行っています。売り上げについても通常の販売会よりはるかに高い売り上げを出しています。

今年度取り組んでいる活動について紹介します。一つ目が昨年度に引き続き、販売PRイベントです。イベント名を変え、「福祉マルシェ i・愛・逢マーケット」としました。以前の名称もいいものだったと思いますが、何をやっているか少し分かりにくかったことがあり、分かりやすいように新たな名称を考えました。5月から変更しています。その他には、参加法人が4法人から7法人へと増加しました。このイベントを開始してから、7月で10回となりました。毎回約1000人のお客様にご来店いただいています。7月で来店1万人を達成し、それを記念するイベントを行いました。1万人目のお客様に記念品と感謝状を渡しました。マスメディアの方も取材に来ていただき、新聞にも取り上げられました。今後は、このイベントを盛り上げるために公式キャラクターの作成を考えていきます。

続いて、学習交流会を新たに始めています。昨年度の2月から、わくわくワーキングセッションというタイトルをつけ、支援者側が勉強する機会です。現在までに3回行いました。一宮市は自立支援協議会が活発で、顔を合わせる機会が多いと思いますが、管理者やサービス管理責任者といった役職の方が多いためです。そういった中

で現場の方も含め、交流できる機会があればということで開催しています。

現在検討中のものは、昨年度も実施した公共職業安定所の雇用促進セミナーの同時開催イベントです。今年度は就労移行支援事業所のみでの参加です。企業からの相談を受け付ける形で、障害者雇用について働きかけていきたいと考えています。次にぶれジョブです。これは全国18ヶ所で行われている活動で、支援が必要なお子さんを地域で育てていく活動です。お子さんのための職業体験を通して、インフォーマルな資源を作っていくものです。今年度中に取り組みればと考えています。一宮独自の職業体験ができるようなプログラムを検討していきたいです。最後に余暇活動支援です。働くことを考える上でも、余暇の充実が生活の質の向上につながっていくと考えます。現在もソフトボール等のサークル活動がありますが、サークル活動を中心に余暇のサポート体制を構築したいと考えています。また、恋愛や婚活に対するサポートも考えたいと思います。

○会長：

報告の中で何度かあったように公共職業安定所が自立支援協議会にお力添えをいただいています。公共職業安定所から補足やご意見はありますか。

○本会委員：

就労というと、私どもの本業ではありますが色々な場面で行政や民間に対して、お願いや指導を行い、障害者の方が一人でも多く就労できるよう支援しています。報告にありました公共職業安定所との合同イベントですが、障害者雇用促進セミナーを毎年開催しています。今年度も障害者雇用についてのセミナーや県下での面接会を積極的にやっていくことを計画しています。就労関係について、質問や要望があったら教えていただければと思います。

○会長：

運営会議、日中活動事業所連絡会については資料での報告とします。続いて、議題（4）障害者基幹相談支援センターの活動報告についてお願いします。

（4）障害者基幹相談支援センターの活動報告について

○障害者基幹相談支援センター相談員：

最初に一宮市の計画相談進捗状況について説明します。18歳以上の方の障害者総合支援法分の達成率が77.9%、18歳以下の方の児童福祉法分の達成率が61.8%となっています。全体で73.5%の方の計画相談が進んでいます。愛知県の進捗率は全国一位で、約60%の方が計画相談が達成されています。全国平均が約30%なので、愛知県は進んでいることが分かります。一宮市のこの数字は驚異的と言われています。平成24年10月の制度の開始前から、特定相談事業所や委託で相談支援事業をやっていた方たちが、障害者の方を困らせてはいけないという思いで取り組んだ成果がこの数字に表れていると思います。

一宮市の相談体制は、障害者基幹相談支援センターが中心となり、6ヶ所の委託障

害者相談支援センターがあります。委託を受けた障害者相談支援センターから障害者基幹相談支援センターのセンター員として、1名ずつが出向し、6名の相談員が当番制で一日3名ずつと福祉課1名の4人体制で勤務しています。相談支援体制の強化ということで、委託障害者相談支援センター、児童発達支援センター、就業・生活支援センター、療育支援事業所が集まり、毎月第3木曜日に相談支援連絡会を開催しています。内容としては相談支援に関する課題の検討や、関係機関との連携について、抱えている困難ケースの支援についてなどを参加者からたくさんの意見や助言もあり、その後の支援の参考になっています。

次に学習会についてです。毎月第2木曜日に開催しています。特定相談支援事業所にも案内しています。前半部分が講義形式で、障害者基幹相談支援センター相談員が講師を務めたり、外部の方を招いたりすることもあります。後半部分で事例検討を行います。提供された計画案や資料に基づいて検討します。その他に毎月第3金曜日には事例検討会を開催しています。事例検討に主を置いています。障害者基幹相談支援センターに出向している相談員のスキルアップも目的としています。

また就労継続支援A型事業所の実態調査のアンケートを実施しました。就労系の事業所はニュースなどで不正受給の問題がいわれたりしています。各事業所が公正な運営をしてもらおうとともに、障害のある方が働くことに自信を持ってもらい、生活の質が上がることにつながるため、障害者基幹相談支援センターとして調査をしました。

最後に障害者基幹相談支援センターは虐待防止センターの役割も担っています。今年度対応した事例を紹介します。44歳女性、聴覚障害を持っています。本人、両親、兄の4人家族でしたが、平成23年の秋に母が交通事故で亡くなりました。その後生活が困窮し、父、兄は生活保護を受給しています。本人は誰かに面倒を見てもらうのが嫌だということと、障害基礎年金だけで生きていくということで生活保護は受給しませんでした。本人は年金は自分のものだという考えがあり、年金が入ると一人で旅行に出かけます。手持ち金が無くなるまで旅行し、残金が無くなるとその場の市役所や警察に助けを求め、そこから一宮市に「お金が無いと困っていますがどういった対応をすればいいですか」と電話が入ります。そういったことを何度か繰り返していました。ある時、他県の警察から本人が施設に収容されていると連絡があり、この時に福祉課とともに初めて聞き取りができました。父や特に兄から暴言を吐かれたり、手を上げられたりしたと訴えました。耳が聞こえないので暴言は筆談でされたと言われました。本人がお金を無駄遣いするようなことがあると、兄がすごい勢いで襲いかかってくると訴えられ、虐待として対応することとなりました。今後は家を出て暮したいと言われたので、その施設から自宅に戻ってすぐ、障害福祉サービスを申請しました。しかし、ずっと在宅で生活してきた方なので、本当に家を出て暮らすことができるか疑問はありました。見学や体験など支援をしてきましたが、年金支給日の翌日には、これまでの支援がなかったかのように、「北海道にいます」というメールが届きました。本人の希望を叶えるために支援をしていますが、お金が入ると旅行に行ってしまうことが何回かありました。慎ましく生活している父や兄を尻目に、自分のお金を全部使ってしまう、結局は人の世話になって帰ってくるので父や兄にとっては耐えられない部分もあると感じます。北海道から一宮に戻ってくるという情報が入

てきたので、自宅に戻れば同じことの繰り返しになると思い、障害福祉サービスではありませんが、自立援助ホームという居室提供の支援を行い入居できました。その後、地域活動支援センターにも通所できています。一宮に戻ってきてから父に1回会い、兄には1回も会っていません。本人はこれまで障害福祉サービスの支援を受けてこなかったのですが、心配でしたが、地域活動支援センターに楽しく通所しています。

虐待通報が虐待防止センターに通報されると、事例を検討し、対応しますが、すぐに解決する事例は少ないです。虐待を回避するような手立てを取りますが、家庭や個人をトータル的にみて虐待が起こらないようにしたり、時間をかけて困難なことを解決していきます。このケースの場合は、今の生活は整っていますが、これで終わりではなく、今後も見守りが必要であり、世帯全体に対しての支援が必要だと思います。

○委員：

就労継続支援A型実態調査について、非常に参考になる資料でした。備考欄の部分で、一般就労していた方の採用が多い、または一般就労につながったケースが5件、定員割れしているが一般就労に送り出しているというものがありました。就労継続支援A型は雇用契約を結んで最低賃金を保証する形態ですが、あくまで福祉的就労なので、一般雇用につなげるための働く場と聞いていますが、事業所によっては、他のA型から変更した方が多いということで、福祉的就労から福祉的就労に渡り歩いた方や一般就労していた方が利用に至る経緯を具体的に教えてもらえればと思います。

○障害者基幹相談支援センター相談員：

一般就労していた方が就労継続支援A型を利用しているケースは少なからず把握しています。一般就労していた方が障害ゆえに、その職場に合わず、さらに病気が悪化したことによって一度退職してしまいます。その後、病状が回復し、体力等も整い、また就労を目指すために障害福祉サービスの就労継続支援A型事業所を利用してから、一般就労に結びつきたい方が訓練的な意味で利用するケースが少なからずあります。

同様に就労継続支援A型事業所から就労継続支援A型事業所に渡り歩いているケースも把握しています。本来ならば、事業所で然るべき訓練を受け、力をつけ一般就労に進むのが理想だと思いますが、就労継続支援A型事業所でも色々な作業内容だったり、雇用条件があわなかったりとあります。対人関係の問題もあると思いますが、最初に行った事業所には馴染めずに、新たにできた事業所に変わるということがあります。

○会長：

私から質問です。自立援助ホームの法的根拠は何ですか。

○障害者基幹相談支援センター相談員：

民間のある株式会社が運営しています。その事業者がそのように名乗っているだけで、障害福祉サービスではないものとなっています。

○会長：

一宮市にそういった資源があることは大変心強いと思います。

続いて、障害者基幹相談支援センターの報告について事務局からお願いします。

○事務局：

障害者基幹相談支援センターの中に虐待防止センターの機能も持たせているので、それに関する報告をします。

本日の本会ですが、障害者支援に携わる多くの機関が一同にお集まりいただきしており、虐待防止ネットワーク会議を兼ねています。平成25年度の虐待防止センターの活動報告をします。報告は大きく分けて3つです。虐待通報に対する対応状況、事例の紹介、普及啓発活動の流れで説明します。

まず、虐待通報に対する対応状況です。通報は1年間で38件受け付けました。そのうち虐待があると認定した件数は23件です。認定しなかったケースの中には、障害者基幹相談支援センターが調査した結果、虐待がないと判断した事例や虐待されているという妄想を相談された事例が含まれています。続いて、被虐待者の状況です。性別は男性が7名、女性が16名です。女性が多い状況です。年齢は30代、40代の比較的若い方に多く発生していました。障害種別は3障害ともにありましたが、精神障害の方がやや多い結果が出ています。続いて、虐待の分類です。養護者による虐待が22件と大部分を占めています。次に障害福祉施設従事者等による虐待が1件、使用者による虐待は0件です。虐待の種別です。身体的虐待13件、性的虐待0件、心理的虐待9件、放棄・放任2件、経済的虐待5件という結果です。この結果は愛知県全体の結果と比較しても、大きな差はありませんでした。強いて言えば、愛知県は障害種別が知的障害の方が36%と最多となっています。一宮市は精神障害の方がやや多かったところに特徴がありました。

続いて、障害者基幹相談支援センターが対応した虐待事例の報告をします。対象者は56歳男性、療育手帳を所持しています。このケースは兄夫婦からの虐待として認定しました。両親が亡くなってから自宅で一人暮らしをしていました。その後、アパートに移り、ヘルパーによる家事援助と日中活動事業所を利用しながら生活していました。兄夫婦は以前、市外に住んでいて間接的な支援が中心でした。支援者は本人のことは、きめ細やかな配慮が必要な方という認識をしていました。日中活動事業所も丁寧な支援をされ、比較的穏やかに生活を送っていました。ところが、兄夫婦が一宮市に転入すると、兄夫婦は自分たちが本人の面倒を見ないといけないという責任感もあり、本人に干渉するようになってきました。その結果、本人の精神状態が不安定になり、ついには精神科病院に入院する事態になりました。退院後の生活を検討する段階になると、兄夫婦は自分たちが面倒を見やすいようにという理由から、兄夫婦が住んでいるアパートのそばに転居してもらおう計画をたて、実行に移そうとしました。また本人が大事に持っていたお金を取り上げてしまい、自分たちが管理するという動きをしました。当然こういったことは、本人は望んでいませんでした。本人の意思を無視して、色々と決めていくことは権利侵害にあたるとして虐待と認定しました。

ところが、この事例は虐待をしている方にも精神疾患があり、かなり配慮が必要

で対応に非常に苦慮しました。養護者がしたことを虐待であると直接的には伝えず、本人、家族のために支援が行き届いた環境で暮らしていくのがいいのではと伝えました。本人がグループホームに入居することで、養護者と距離をとる方法を選択しました。ただし、入居できるグループホームは簡単には見つからないので、退院の時期になっても住む場所に困ります。一旦、病院から短期入所の事業所に移ってもらい、ここで暮らしている間に、入居できるグループホームを見つけました。

現在はグループホームでの生活に慣れてきたと聞いています。細かく見ると未解決の問題も残っています。今後も長期的な関わりが必要になってきます。このケースの支援で難しかったことは、家族は自分たちが面倒を見なければと話しており、始めは虐待として扱っていませんでした。しかし、家族が本人の意思を無視して生活を組み立てようとしたり、本人が望まない金銭管理をしたりということがありました。本人の希望と一致しない支援は、権利が守られていないのではという視点を持たなければならぬと感じたケースでした。また、虐待をしている家族にも精神疾患があり配慮が必要な方でした。虐待者にも就労支援等を行う必要があり、関係性を悪化させないための注意も必要でした。

このケースはグループホーム入居を円滑に進めたかったところです。しかし、市内のグループホームはどこも一杯で、急に入居できるグループホームはすぐに見つかりませんでした。入居できるまでは、短期入所の事業所にお願いし、長期間利用することができました。結果的には病院から短期入所、それからグループホームへスムーズに生活の場を移動することができました。本人を守ることができたし、金銭管理も短期入所の事業所が通帳を預かってくれました。また、虐待を表に出さずに進めたいこともあり、虐待防止センターというよりも委託障害者相談支援センターが支援するのが自然であり、直接の支援は委託の障害者相談支援センターが行いました。障害者相談支援センター、短期入所、グループホーム、日中活動事業所等多くの機関が関わり、連携できたケースでした。虐待対応には支援者のネットワークが重要だと改めて感じました。また、虐待の支援をするようになり感じることは、虐待をするほうにも障害があるケースが多いことです。被虐待者を救うためには虐待者が抱える問題にも対応する必要があるし、支援が必要な方でもあるとの認識が大切だと学びました。

最後ですが、障害者基幹相談支援センターで行った虐待の普及啓発活動の報告をします。市内の福祉事業所140ヶ所に対して、「みんなで作ろう 障害者虐待のない社会」のパンフレットを配布したのと同時にアンケート調査を行っています。アンケート用紙は平成26年の1月から2月にかけて配布し、99ヶ所から回収できました。回収率は71%でした。回収したアンケートの内容を事業所に役立ててほしい思いもあり、結果の分析を行い、アンケート結果から見えてきたことや各事業所に伝えたいことを考察としてまとめました。集計結果と考察を各事業所にお返しする作業にとりかかっています。

○会長：

多くの機関が連携できたという報告がありましたが、障害者基幹相談支援センターができ、支援の方向付けがされたので連携ができたものと感じます。虐待防止センタ

一の役割が機能していることの表れと思います。

続いて、(5) 第3期一宮市障害福祉計画の進捗状況についてお願いします。

(5) 第3期一宮市障害福祉計画の進捗状況について

○事務局：

資料の45ページをご覧ください。この報告は市の見解をふまえ、運営会議の考察いただいたものです。この表は障害福祉サービスの見込量と利用実績を示したものです。平成24年度、25年度は第3期障害福祉計画の見込量と利用実績をそれぞれ比較しています。その右に24年度と25年度の実績比較を記載しています。一番右には平成26年度の見込量を記載しています。各サービスの数字について説明します。

まず、訪問系サービスをご覧ください。訪問系サービスとは、ヘルパーが障害のある方の自宅に伺い、入浴、排泄、食事等の介護や家事などの援助、外出時等の移動介護・援助等を行うサービスです。総利用時間数をみると見込を上回る実績となっています。このサービスを非常に多くの方が必要とされている結果になっています。

続いて、日中活動系サービスをご覧ください。日中活動系サービスとは、障害のある方が昼間通所して介護を受けるサービス、自立に向けた身体機能や生活能力の向上のための訓練、就労に向けて知識や能力向上のための訓練といったサービスです。生活介護については、見込に対する実績が少なく、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型が非常に多くなっています。特に就労継続支援A型は335.7%と大きく上回っています。これは就労希望している方が増加していること、就労継続支援A型事業所が市内に3ヶ所増加した結果だと思います。また、自立訓練の中の機能訓練及び生活訓練が見込量に対して実績が163.6%、192.7%と大きくなっています。これは、当サービスの事業所が市内に無く、利用がしづらいという予測のもと、第3期障害福祉計画策定時に見込んだものです。生活訓練については平成25年度に市内に開設されたことにより増加しています。

続いて、居住系サービスをご覧ください。グループホームとは障害のある方が入浴、排泄、食事等の介護、また日常生活の援助を受けながら夜間や休日を過ごす共同生活の場です。見込量をやや上回る結果となっています。これは、国、県、一宮市の建設補助事業に加え、事業所独自の取り組みで施設が増加した結果です。しかし、居住の場のグループホーム利用の需要は多く、市としてもバックアップの重要性を感じています。続いて、施設入所支援をご覧ください。施設入所支援とは、施設入所者が夜間に入浴、排泄、食事等の介護を受けるサービスです。このサービスについては、実績は減少しています。地域移行が進んでいると認識しています。

続いて、相談支援をご覧ください。相談支援とは、第3期障害福祉計画策定時において、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害のある方等に、計画的なプログラムの作成の支援を行うサービスでしたが、平成24年度から計画相談事業の対象者見直しにより、障害福祉サービスを使う全ての方が計画相談に対象となり、見込量に対して非常に高い実績となっています。依然として、相談支援業務体制が非常に厳しいことになっていることを意味し、相談支援専門員の養成等が早急の課題となっています。

続いて46ページをご覧ください。地域生活支援事業見込量及び実績についてです。地域生活支援事業とは、障害者総合支援法において、市町村が独自サービスを提供するものと位置づけられた事業です。これは地域生活支援事業の見込量と利用実績を示した資料です。先ほどと同様に、平成24年度と25年度の見込量と利用実績の比較、実績比較、平成26年度の見込量の記載という形になっています。

まず、相談支援事業をご覧ください。相談支援事業とは、福祉サービスの利用援助や権利擁護のための援助を行うサービスです。このうち、障害者相談支援事業見込量6ヶ所を達成しています。相談支援機能強化事業については、平成25年度に障害者基幹相談支援センターを設置しました。住宅入居等支援事業については実施していません。成年後見制度利用支援事業については、計画通り実施しています。

続いて、コミュニケーション支援事業をご覧ください。コミュニケーション支援事業とは、聴覚、言語機能、音声機能等に障害のある方のために、手話通訳者や要約筆記者等の派遣するものです。このサービスについては、見込量を上回る利用実績となっています。

続いて、日常生活用具給付等事業をご覧ください。日常生活用具給付等事業は在宅生活を支援するための特殊ベッド、ストーマ用装具、紙おむつ等を給付するものです。項目ごとにみると、特殊寝具等が該当する介護・訓練支援用具が増加しています。他の項目については利用実績が若干下回っています。この事業は耐用年数があるもの、住宅改修費を給付する事業もあるので、年度によって増減にばらつきが出ています。

続いて、移動支援事業をご覧ください。移動支援事業とは、屋外での移動が困難な障害のある方のために、ヘルパーが付き添い外出を支援するサービスです。このサービスについては、事業所数の見込量と実績の比較については差があります。しかし、実績時間数の数値については見込量通りの利用実績となっています。利用者のニーズに既存の事業所が対応していることによると思います。

続いて、地域活動支援センターをご覧ください。地域活動支援センターとは、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。おおむね見込量通りとなっています。利用ニーズは満たされていると考えています。

続いて、日中一時支援事業をご覧ください。日中一時支援事業とは、介護者の負担を軽減するために預かりを行うサービスです。事業所数は下回っていますが、利用回数は上回る実績となっています。これについても、多くの方がサービスを必要とし、既存事業所での対応ができていると思います。

最後に全体的な傾向について述べます。平成25年度の利用実績で多くのサービスについて上回るものになっていますが、これに比例するように事業所数は伸びていません。多くの事業所が参入することで利用が進むものと思われます。まだまだ潜在的なニーズは満たされていない状況にあるという感触を持っています。特に日中活動系サービス、地域移行の推進により不足が懸念される居住系サービスについて、多くのニーズがあるのではと思っています。

○会長：

只今、第3期一宮市障害福祉計画の進捗状況について説明をいただきました。最

後のまとめの部分については、ほとんどの委員の方々は第4期障害福祉計画の策定委員でもあるので、計画策定に向けた中で意見をいただければと思います。

最後の(6)その他にうつります。事務局から何かありますか。

(6) その他

○事務局：

本年度第2回の会議は1月下旬頃を予定しています。近くなったら事務局から案内します。よろしくお願ひします。

○会長：

以上を持ちまして、平成26年度第1回一宮市障害者自立支援協議会本会を終了します。

議事録署名

会長

委員

委員